

## 個人住民税の定額減税に関して多く寄せられているご質問

令和 6 年度個人住民税の定額減税について、多く寄せられているご質問を掲載いたします。

### 基準等適用について

Q1. 定額減税はどのような人が対象ですか。

A1. 令和 6 年度の個人住民税に係る令和 5 年中の合計所得金額が 1,805 万円以下の方(給与収入のみ  
の場合は、給与収入 2,000 万円以下の方)が対象です。

ただし、次に該当する方は定額減税の対象ではありません。

- ・令和 6 年度の個人住民税が非課税の方
- ・令和 6 年度の個人住民税が均等割及び森林環境税のみ課税の方(所得割が課税されない方)

Q2. 定額減税の額はいくらですか。

A2. (1) 納税義務者本人 1 万円

(2) 控除対象配偶者(国内居住者に限る) 1 万円

(3) 扶養親族(国内居住者に限る) 1 人につき 1 万円

(1)、(2)、(3)の金額の合計額を納税義務者本人の個人住民税の所得割から控除します。ただし(1)、  
(2)、(3)の合計額が個人住民税の所得割の額を超える場合は、その所得割の額が減税の限度額となり  
ます。(減税しきれない金額については、調整給付の対象となります。詳細は、内閣官房ホームページに  
おいて確認いただけます。)

内閣官房ホームページはこちら↓

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/shosai/index.html>

Q3. 控除対象配偶者及び扶養親族とは何ですか。

A3. 控除対象配偶者とは、同一生計配偶者(納税義務者本人と生計を一にする配偶者で前年の合計所得  
金額が 48 万円以下の方)のうち、納税義務者本人の前年の合計所得金額が 1,000 万円以下の場合の  
配偶者を指します。また、扶養親族とは、納税義務者本人と生計を一にする親族で前年の合計所得金  
額が 48 万円以下の方を指します。

Q4. 個人住民税の定額減税の適用を受けるために必要な手続等がありますか。

A4. 必要ありません。確定申告書、住民税申告書、給与支払報告書、年金支払報告書等の塩竈市が保有  
する税情報から個人住民税の定額減税分を算出します。

Q5. 一人暮らしで令和 5 年中の収入はなく、令和 6 年度の住民税は非課税ですが、定額減税は適用されま  
すか。

A5. 定額減税の適用はありません。定額減税は、令和 6 年度の個人住民税の所得割が課税される納税義務  
者が対象となります。

- Q6. 休職していたため令和 5 年中の収入はなく課税されない場合、定額減税はどうなりますか。
- A6. 定額減税の適用はありません。定額減税は、令和 6 年度の個人住民税の所得割が課税される納税義務者が対象となります。なお、他の納税義務者の扶養親族となっていて一定の要件を満たす場合は、他の納税義務者の扶養親族として定額減税の対象者に算定されます。
- Q7. 令和 6 年度の住民税において非課税のため、定額減税の対象ではありませんが、令和 7 年度には定額減税が適用されますか。
- A7. 令和 7 年度の個人住民税においても定額減税の適用はありません。定額減税は令和 6 年度の住民税の所得割が課税される方が対象となり、翌年度へと持ち越すことはありません。
- Q8. 4 人家族で配偶者と子ども 2 人を扶養していますが、定額減税額はいくらになりますか。
- A8. 定額減税額の計算方法は以下のとおりです。  
(1)納税義務者本人 1 万円  
(2)控除対象配偶者(国内居住者に限る) 1 万円  
(3)扶養親族(国内居住者に限る) 1 人につき 1 万円  
納税義務者本人 1 万円+配偶者(控除対象配偶者)1 万円+扶養の子ども 2 人 2 万円=4 万円が定額減税額となり、納税義務者本人の個人住民税の所得割から減税されます。なお、16 歳未満の扶養親族も減税の対象となります。また、控除対象配偶者及び扶養親族の判定は、前年の 12 月 31 日の現況によります。
- Q9. 令和 6 年 3 月に子どもが生まれましたが、定額減税の対象となりますか。
- A9. 対象になりません。扶養親族の判定は、前年の 12 月 31 日の現況によるため、令和 6 年 3 月に生まれた子どもは、令和 6 年度の個人住民税の算定において扶養親族に該当しません。
- Q10. 令和 6 年中に扶養親族が追加になりましたが、定額減税は追加で対象となりますか。
- A10. 対象になりません。控除対象配偶者及び扶養親族の判定は、前年の 12 月 31 日の現況によるため、令和 6 年度の個人住民税の算定において扶養親族に該当しません。
- Q11. 扶養している控除対象配偶者以外の同一生計配偶者に係る定額減税はどうなりますか。
- A11. 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者に係る定額減税については、令和 7 年度の個人住民税で 1 万円を減税します。なお、同一生計配偶者の判定は、令和 6 年 12 月 31 日の現況によります。
- Q12. なぜ、扶養している控除対象配偶者以外の同一生計配偶者に係る定額減税は令和 7 年度に実施されるのですか。
- A12. 令和 6 年度の個人住民税の算定において全ての当該対象者の方の情報を把握することは、従前の給与支払報告書等には記載欄がないことから、納税義務者本人の申告がない限り実務上困難です。そのため、令和 6 年分の源泉徴収票、給与支払報告書等において、当該様式が変更されることとなっております。この様式変更等により、令和 7 年度の個人住民税の算定においては、控除対象配偶者以外の同一

生計配偶者に係る個人住民税の減税が可能となることから、令和 7 年度の個人住民税から定額減税を行うこととされました。

Q13. 令和 6 年に入ってから塩竈市に転入しましたが、定額減税はどうなりますか。

A13. 原則として令和 6 年 1 月 1 日に住所のある自治体に住民税を納めていただくため、定額減税も同様に令和 6 年 1 月 1 日に住所のある自治体において行われます。

## 実施方法について

Q14. 定額減税額を確認したいのですが、どのように確認できますか。

A14. 定額減税額は令和 6 年度市民税・県民税・森林環境税の各種通知書において確認することができます。給与からの特別徴収の通知は令和 6 年 5 月 20 日に特別徴収義務者へ、普通徴収並びに公的年金からの特別徴収の通知は令和 6 年 6 月 12 日に納税義務者へ発送いたしました。

Q15. 会社勤めで給与所得のみですが、どのように定額減税されますか。

A15. 給与から住民税が差し引かれる方(特別徴収)の場合は、令和 6 年 6 月は差し引かれず、定額減税の額を控除した後の額を令和 6 年 7 月から令和 7 年 5 月までの 11 回に分けて差し引かれます。

Q16. 個人で住民税を納めていますが、どのように定額減税されますか。

A16. 個人で住民税を納めていただく方(普通徴収)の場合は、第 1 期分の税額から減税を行い、減税しきれない部分の金額については第 2 期以降の税額から順次減税を行います。令和 6 年度から新たに公的年金からの特別徴収が開始される方も同様です。

Q17. 住民税は、年金所得から特別徴収(天引き)されていますが、どのように定額減税されますか。

A17. 年金から住民税が特別徴収(天引き)の場合は、原則として令和 6 年 10 月分の年金特別徴収税額から定額減税が順次行われます。

なお、10 月分より減税してもなお減税しきれない金額は、12 月分以降の納付額から順次減税します。

Q18. 定額減税は還付(振り込み)されますか。

A18. 還付(振り込み)はされません。「定額減税に関する還付があります。」などという電話には十分ご注意ください。

なお、減税しきれない金額については、調整給付金として支給されます。対象となる方には別途、塩竈市よりお知らせする予定です。(時期は調整中です。)

Q19. 減税ではなく還付してもらえますか。

A19. 還付することはできません。定額減税は、税額控除として税額を減少させることとされています。

## その他

Q20. 定額減税はふるさと納税の限度額の算出に影響はありますか。

A20. 定額減税の影響はありません。ふるさと納税の特例控除額の算定の基礎となる令和 6 年度分の住民税の所得割額は定額減税前の所得割額とされるためです。

Q21. 福祉制度など他の制度への影響はあるのですか。

A21. 定額減税の取扱いはその事業により異なりますので、お手数ですが制度を所管する各担当へお問合せください。

Q22. 配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除など定額減税以外の税額控除により住民税の所得割が 0 円となった場合、定額減税はどうなりますか。

A22. 個人住民税の所得割の額が 0 円となった場合、定額減税の対象とはなりません。

Q23. 令和 7 年度に住民税の定額減税の対象となる方はいますか。

A23. 令和 7 年度分の個人住民税の算定において控除対象配偶者を除く同一生計配偶者(国外居住者限る。)を有する納税義務者は、1 万円が個人住民税の所得割から減税されます。

Q24. 住民税の定額減税で会社(特別徴収義務者)として必要な手続きはありますか。

A24. 手続きは必要ありません。個人住民税の定額減税額は、塩竈市が保有する税情報(確定申告書、住民税申告書、給与支払報告書、年金支払報告書等)から算出します。例年同様に、通知された金額のとおり差し引き納入してください。

Q25. 会社(特別徴収義務者)の労務担当ですが、住民税の定額減税額の引ききれなかった額、残額を管理する必要はありますか。

A25. 残額を管理する必要はありません。個人住民税を計算する自治体が残額を管理します。

Q26. 退職所得に対して課税される住民税は定額減税の対象になりますか。

A26. 現年分離課税の対象となる退職所得に対する住民税は定額減税の対象にはなりません。

Q27. 今後の定額減税に係る給与等の源泉徴収事務、年末調整等について知りたいです。

A27. 所得税については国税のため、制度の詳細は国税庁ホームページをご確認いただくか、お住まいの地域を管轄する税務署へお問合せください。

国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」はこちら↓

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

給与支払者の方向けに「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年度分所得税の定額減のしかた」や「令和6年度分所得税の定額減Q&A」等もご確認いただけます。

Q28. 所得税の定額減税について教えてください。

A28. 所得税については国税のため、制度の詳細は国税庁ホームページをご確認いただくか、お住まいの地域を管轄する税務署へお問合せください。

国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」はこちら↓

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>